

一般財団法人茨城県建築センター 構造計算適合性判定（任意）業務規程

第 1 章 総 則

（趣 旨）

第 1 条 この構造計算適合性判定業務規程（以下「業務規程」という。）は、一般財団法人茨城県建築センター（以下「建築センター」という。）が、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 1 項及び法第 18 条第 5 項に規定する構造計算適合性判定を必要としない建築物について、構造計算適合性判定に準じた審査を行い、特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準（以下「特定構造計算基準等」という。）に適合するかどうかの判定（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第 2 条 この業務規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築確認等 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号。以下「機関省令」という。）第 15 条第 1 項に規定する建築確認等をいう。
- (2) 特定構造計算基準 法第 20 条第 1 項第二号若しくは第三号に定める基準（同項第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）
- (3) 特定増改築構造計算基準 法第 3 条第 2 項（法第 86 条の 9 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により法第 20 条の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準（特定構造計算基準に相当する基準として政令で定めるものに限る。）
- (4) 建築主等 建築主及びその代理人
- (5) 代表者 代表権を有する役員をいう。
- (6) 親会社等 法第 77 条の 19 第十一号に規定する親会社等をいう。
- (7) 特定支配関係 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 136 条の 2 の 14 に規定する特定支配関係をいう。
- (8) グループ会社等 一の者が特定支配関係（令第 136 条の 2 の 14 第 1 項第二号及び第三号の規定による関係を除く。）を有する会社の全て及び当該一の者をいう。
- (9) 役員 建築基準法施行令第 136 条の 2 の 14 第 1 項第二号に規定する役員をいう。
- (10) 判定員 法第 77 条の 35 の 9 に規定する構造計算適合性判定員をいう。

- (11) 親族 配偶者並びに一親等の血族及び姻族をいう。
- (12) 制限業種 次に掲げる業種のうち建築物又はその敷地（以下「建築物等」という。）に係るもの（国、都道府県及び市町村の建築物等並びにこれらの機関から業務実施の要請があった建築物に係るものを除く。）をいう。
 - (a) 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。）
 - (b) 建設業
 - (c) 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
- (13) 署名等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル行政推進法」という。）第 3 条第六号に規定する署名等をいう。
- (14) 電磁的記録 デジタル行政推進法第 3 条第七号に規定する電磁的記録をいう。
- (15) 電子署名 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年 3 月 20 日国土交通省令第 25 号。以下、「主務省令」という。）第 2 条第 2 項一号に規定する電子署名をいう。
- (16) 電子証明書 主務省令第 2 条第 2 項第二号に規定する電子証明書をいう。
- (17) 電子情報処理組織 建築センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る入出力装置とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- (18) 申請等 デジタル行政推進法第 3 条第 8 号に規定する申請等をいう。
- (19) 処分通知等 デジタル行政推進法第 3 条第 9 号に規定する処分通知等をいう。
- (20) 電子申請 デジタル行政推進法第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。
- (21) 電子交付 デジタル行政推進法第 7 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う処分通知等の交付をいう。

（判定業務実施の基本方針）

第 3 条 判定の業務は、法、これに基づく命令、告示、条例及びこれらに係る通知（技術的助言）並びに茨城県知事が定める基準によるほか、この規程により、公正かつ適確に実施するものとする。

- 2 建築センターの代表者は、毎年度、判定の業務が公正かつ適確に行われるようにするため、目標の設定及び見直しのための措置、これらを社内で共有する方法等について方針を事業計画書に定め、職員に周知する。

（判定の業務を行う時間及び休日）

第 4 条 判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前 9 時から午後 6 時までとする。

- 2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 判定の業務を行う時間及び休日については、次に掲げる場合においては、前2項の規定によらないことができる。

(1) 第11条第5項の説明を受ける場合その他判定に係る審査（以下「審査」という。）を行う場合

(2) 緊急を要する場合その他正当な事由がある場合

（事務所の所在地等）

第5条 事務所の名称及び所在地は、次の表に定めるとおりとする。

名称	所在地
本部事務所	茨城県水戸市笠原町978-30
県南事務所	茨城県つくば市島名2920番地（万博公園西F28街区6）

2 判定の業務を行う区域（以下「業務区域」という。）、業務区域の判定の求めを受け付ける事務所及び判定の業務を行う場所は、別表1に定めるとおりとする。

（判定の対象とする建築物）

第6条 建築センターは、次の各号に掲げる茨城県内の建築物又は建築物の部分について、判定の業務を行うものとする。

- (1) 法第86条の8第1項及び第3項の認定に係る建築物又は建築物の部分
 - (2) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第5条第1項の認定（同条第2項に該当するものに限る。）及び第7条第1項の認定（同条第2項において準用する第5条第2項に該当するものに限る。）に係る建築物又は建築物の部分
 - (3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の認定（同条第4項の申し出があるものに限る。）及び第18条1項の認定（同条第2項において準用する第17条第4項の申し出があるものに限る。）に係る建築物又は建築物の部分
 - (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の認定（同条第2項の申し出があるものに限る。）及び第8条第1項の認定（同条第2項において準用する第6条第2項の申し出があるものに限る。）に係る建築物又は建築物の部分
 - (5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第1項の認定（同条第3項の申し出があるものに限る。）及び第11条第1項の認定（同条第2項において準用する第10条第3項の申し出があるものに限る。）に係る建築物又は建築物の部分
 - (6) 前各号に掲げる建築物のほか、法の運用に関する技術的助言等において法に基づく構造計算適合性判定に準じた審査を行うこととされている建築物又は建築物の部分
- 2 建築センターは、建築センター又はその親会社等が指定確認検査機関である場合には、建築センターに対してされた建築確認等の申請又は通知に係る建築物の計画について、判定は行わないものとする。

- 3 建築センターは、次の(1)から(4)までに掲げる者が建築主である建築物、(1)から(7)までに掲げる者が第2条(12)の(a)から(c)までに掲げる業種に係る業務を行う建築物その他判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その判定の業務を行わないものとする。
- (1) 建築センターの代表者又は判定の業務の担当役員
 - (2) (1)に掲げる者が所属する企業、団体等（過去二年間に所属していた企業、団体等を含む。）
 - (3) (1)に掲げる者の親族
 - (4) (3)に掲げる者が役員である企業、団体等（過去二年間に役員であった企業、団体等を含む。）
 - (5) (1)又は(3)に掲げる者が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
 - (6) 建築センターの親会社等
 - (7) 建築センター又は建築センターの親会社等が特定支配関係（令第136条の2の14第1項第三号に該当する関係を除く。）を有する者
- 4 建築センターは、法第77条の35の4第六号に定める指定確認検査機関のほか、次のいずれかに該当する指定確認検査機関に対してされた建築確認等の申請又は通知に係る建築物の計画について、判定を行わないものとする。
- (1) 建築センターの代表者又は担当役員が所属する指定確認検査機関（過去二年間に所属していた指定確認検査機関を含む。）
 - (2) 建築センターの代表者又は担当役員の親族が役員である指定確認検査機関（過去二年間に役員であった指定確認検査機関を含む。）
 - (3) 建築センターの代表者若しくは担当役員又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定確認検査機関
 - (4) 指定確認検査機関の代表者又は担当役員（過去二年間に代表者又は担当役員であった者を含む。）が建築センターに所属する場合にあっては、当該指定確認検査機関
 - (5) 指定確認検査機関の代表者又は担当役員（過去二年間に代表者又は担当役員であった者を含む。）の親族が建築センターの役員である場合にあっては、当該指定確認検査機関
 - (6) 指定確認検査機関の代表者若しくは担当役員又はこれらの者の親族が建築センターの総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している場合にあっては、当該指定確認検査機関
 - (7) 建築センターが総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定確認検査機関
 - (8) 建築センターの総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定確認検査機関
 - (9) 建築センターが特定支配関係を有する指定確認検査機関
 - (10) 建築センターの親会社等が特定支配関係（令第136条の2の14第1項第三号に該当する関係を除く。）を有する指定確認検査機関
- 5 前2項の場合に該当するかどうかの確認は、担当役員が該当者の一覧を作成し、職員

が申請書類等と照合する方法により行う。

- 6 第2項及び第4項の指定確認検査機関については、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

第2章 判定の業務の実施方法

(建築基準関係規定の改正等に伴う措置)

第7条 判定の業務の担当役員は、建築基準関係規定の改正、国土交通大臣等及び特定行政庁等からの指示・連絡等に係る文書を収集・保存するとともに、職員に周知・徹底するものとする。

(判定の業務の処理期間)

第8条 建築センターは、申請に係る建築物の規模や用途に応じた標準的な判定の業務の処理期間を定め、申請者に提示する。

(判定の申請、引き受け及び契約)

第9条 判定を申請しようとする建築主等は、建築センターに対し、「構造計算適合性判定(任意)申請書(別記様式 SF-02 任)」の正本1通及び副本1通並びにこれらに添えた図書及び書類(以下「判定申請図書等」という。)を提出するものとする。

- 2 判定申請図書等の提出については、予め建築主等と協議して定めるところにより、電磁的記録媒体の提出によることができる。

- 3 建築センターは、第1項及び第2項の規定による判定申請図書等の提出があったときは、次の各号に掲げる事項を確認し、これを引き受ける。

- (1) 判定の求めに係る建築物が、第6条に定める判定の業務の範囲に該当するものであること。
- (2) 第1項に掲げる判定申請図書等が提出されていること。
- (3) 判定申請図書等の内容が、法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する指針(以下「指針告示」という。)第2第2項各号によるものであること。
- (4) 申請に係る判定申請図書等の内容に明らかな瑕疵がないこと。

- 4 前項の規定を満たさない場合は、補正を求め、当該補正後の図書を判定申請図書等とする。補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、判定の申請を引き受けない。

- 5 建築センターは、第3項の規定による引き受けをした場合においては、建築主等に「構造計算適合性判定(任意)引受書(別記様式 SF-03 任)」(以下「引受書」という。)を交付するものとする。なお、「構造計算適合性判定(任意)申請書(別記様式 SF-02 任)」第一面に受付印を押印し、その写しをもって引受書に代えることができるものとする。この場合において、建築主等と建築センターは別に定める「茨城県建築センター構造計算適合性判定(任意)業務約款」(以下「業務約款」という。)に基づき契約を締結したものであるものとする。

- 6 建築主等が、正当な理由なく、引受書に定める額の手数料を業務約款に規定する支払期日までに支払わない場合には、建築センターは第3項の引き受けを取り消すことができ

る。

- 7 建築センターは、前6項の規定に関わらず、判定の業務の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に判定を実施することが困難な場合には、判定の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第10条 前条第5項の業務約款には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 建築主等は、建築センターの請求があるときは、建築センターの判定業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確に建築センターに提供しなければならない旨の規定。
- (2) 建築主等は、申請に係る計画に関し建築センターがなした特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（以下「特定構造計算基準等」という。）への適合性の疑義等に対し、追加検討書の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の規定。
- (3) 判定手数料に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 判定手数料の額の決定に関すること。
 - (b) 判定手数料の支払期日に関すること。
- (4) 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 適合判定（任意）通知書又は適合しない旨の通知書（第15条第1項の通知書をいう。以下この項において「適合判定（任意）通知書等」という。）を交付する期日（以下「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 建築センターは、天災地変その他の不可抗力によって、業務期日までに適合判定（任意）通知書等を交付することができない場合は、建築主等に対してその理由を明示した上で、必要と認められる業務期日の延期を請求することができること。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 建築主等は、適合判定（任意）通知書等が交付されるまでの間に、建築センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。この場合において、建築センターは、既に支払われた判定手数料を返還せず、未だ支払われていない判定手数料の支払いを請求できるほか、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (b) 建築主等は、建築センターがその責に帰すべき事由により業務期日までに適合判定（任意）通知書等の交付をしないときその他の建築センターの責に帰すべき事由により当該契約を維持することが相当でないと認められるときは、当該契約を解除することができること。この場合において、既に支払った判定手数料の返還を請求できるほか、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 建築センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 建築主等は、適合判定（任意）通知書等の交付を受けた後において判定の判断に誤りが発見されたときは、建築センターに対して、追完及び損害賠償を請求することができること。ただし、その誤りが、建築センターの責に帰することができない事由に基づくものであることを建築センターが証明したときは、この限りでないこと。

(b) (a)の請求の期限に関すること。

2 電子申請を実施する場合においては、前条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を記載する。

(1) 適合判定（任意）通知書又は適合しない旨の通知書の交付時における副本の交付方法及び当該交付方法については建築センターと別途協議できる旨の規定。

(2) 建築センターが電子署名を付して交付する電磁的記録の電子署名の有効性が確認できる期間及びその期間の延長についての必要事項に関する規定。

(3) 電子申請に係る電磁的記録が到達した時間に応じた構造計算適合性判定の業務の開始に関する規定。

(4) 電子申請に係る業務を行う事務所に関する規定。

(判定の実施方法)

第 11 条 建築センターは、第 9 条第 3 項の規定による引き受けをしたときは、速やかに、判定員に判定を実施させることとする。

2 判定員は、次の(1)から(4)までに掲げる者が建築主である建築物、(1)から(5)までに掲げる者が第 2 条(12)の(a)から(c)までに掲げる業種に係る業務を行う建築物又は建築確認等を建築物その他判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、判定の業務に従事してはならないこととする。

(1) 当該判定員

(2) (1)に掲げる者が所属する企業、団体等（過去二年間に所属していた企業、団体等を含む。）

(3) 当該判定員の親族

(4) (3)に掲げる者が役員である企業、団体等（過去二年間に役員であった企業、団体等を含む。）

(5) (1)又は(3)に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

3 判定員は、原則として 2 人以上で判定に係る審査（以下単に「審査」という。）を行うこととする。ただし、単純な構造形式である整形な建築物（許容応力度等計算を行った建築物）や比較的小規模な建築物（保有水平耐力計算を行った鉄骨造・鉄筋コンクリート造で高さ 20m 以下の建築物）については 1 人の判定員により審査することができる。

4 判定員は、指針告示第 2 に定める判定に関する指針及び建築センターが作成した判定に関するマニュアルに従って、審査を行うこととする。

5 建築センターは、審査の実施にあたって必要があると認めるときは、建築主等に対して構造計算に関する説明を直接求めることとする。

6 建築センターは、審査において、特定構造計算基準等に適合するかどうかを決定することができない場合は、建築主等に対して、その旨及びその理由を「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書（別記様式 SF-04 任）」により、通知することとする。

7 前項の場合において、第 9 条第 3 項に規定する判定申請図書等の補正がなされ、又は判定申請図書等の記載事項における不明確な点を説明するための追加説明書の提出がなされたときは、これらの図書及び書類を申請書等の一部として審査することと

する。

8 前2項の場合において、第6項の通知書が建築主等に到達した日から前項の補正された判定申請図書等又は追加説明書が建築センターに到達した日までの日数は、第15条第1項の期間に含めないものとする。

9 建築センターは、確認検査において留意すべき事項がある場合には建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）に通知する。

確認が未申請の場合において、留意すべき事項に対する建築主事等の回答がなければ、特定構造計算基準等に適合するかどうかを決定することができない場合は、第6項により「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書（別記様式 SF-04 任）」を建築主等に対して通知する。一方、建築主事等の回答がなくとも特定構造計算基準等に適合するかどうかを決定することができる場合は、第15条により「適合判定（任意）通知書（別記様式 SF-07 任）」又は「適合しない旨の通知書（別記様式 SF-10 任）」を建築主等に対して交付した上で、申請者から申請をした旨の届け出を受理次第すみやかに留意すべき事項を建築主事等に通知する。

また、建築主事等から、適合判定（任意）通知書又は適合しない旨の通知書を交付する前に、判定において留意すべき事項の通知を受けた場合には、建築センターは、当該通知の内容を確かめ審査を行い、求められた留意事項に対する回答を当該建築主事等に通知することとする。

10 判定の業務に従事する職員で判定員以外の者は、判定員の指示に従い、判定の求めの受付その他判定の業務に係る補助的な業務を行う。

11 建築センターは、判定を行っている期間中に、建築主等から判定の申請に係る建築物の計画を変更しようとするときは、その判定に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないものとする。

（国土交通大臣が定めた方法による場合の判定の審査方法）

第12条 法第20条第1項第二号イの規定に基づき、令第81条第2項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるものについての判定は、指針別表（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる図書に基づき、同表（に）欄に掲げる判定すべき事項について審査することとする。

（大臣認定プログラムによる場合の判定の審査方法）

第13条 法第20条第1項第二号イ又は第三号イの規定に基づき令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で大臣認定プログラムによるものについての判定は、前条及び次の各号に定めるところにより行うこととする。この場合において、電磁的記録媒体の提出があったときは、別表（に）欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る判定すべき事項については、その審査を省略できるものとする。

（1）判定に係る建築物の構造の種別、規模その他の条件が大臣認定プログラムの使用条件に適合することを確認すること。

（2）判定に係る建築物の設計者が用いた大臣認定プログラムと同一のものをを用いて、電磁的記録媒体に記録された構造設計の条件に係る情報により構造計算を行い、当該構

造計算の結果が提出を受けた構造計算書に記載された構造計算の結果と一致すること
を確かめること。

(3) 提出された構造計算書に大臣認定プログラムによる構造計算の過程について注意
を喚起する表示がある場合にあっては、当該注意を喚起する表示に対する検証が適切
に行われていることを確かめること。

2 前項(2)において、建築センターが行う構造計算は、建築センターが保有又はリース契
約する大臣認定プログラムで行う。

(専門的な識見を有する者への意見聴取)

第 14 条 建築センターは、次のいずれかに該当する場合において必要があると認めるとき
は、構造計算に関して専門的な識見を有する者（以下「専門家委員」という。）の意見
を聴くものとする。

(1) 一般的に用いることが認められている基準とは異なる基準により構造計算が行われ
ている場合

(2) 極めて高度な知識が要求される場合

(3) その他建築センターが判定を行うにあたって必要があると認める場合

2 建築センターは、専門家委員から意見を聴くときは、予め、意見聴取すべき事項及び
これに関する判定員の見解を建築主等に示した上で、当該意見聴取すべき事項に関する
見解を建築主等に求めるものとする。この場合の手続きは、第 11 条第 6 項に定めると
ころによる。

3 専門家委員は、前項の判定員及び申請者の見解の妥当性について意見を述べるものと
する。この場合、意見は原則として 2 名以上の専門家委員の合議に基づくものとする。

4 建築センターは、専門家委員から意見を聴いたときは、当該意見を記録するものとす
る。

(適合判定（任意）通知書等の交付)

第 15 条 建築センターは、当該判定申請を受付けた日から 14 日以内（第 12 条に規定す
る判定の場合は 49 日以内）に、特定構造計算基準等に適合する場合は「適合判定（任
意）通知書（別記様式 SF-07 任）」を、適合しない場合は「適合しない旨の通知書（別
記様式 SF-10 任）」を建築主等に交付するものとする。この場合において、判定申請を
受付けた日とは第 9 条第 3 項の規定により建築センターが受付ける判定用提出図書等
（第 9 条第 4 項の規定により建築センターが建築主等にその補正を求めた場合は、当該
補正後のもの）が建築センターに到達しその内容を確認した日とする。

2 前項の規定による交付は、判定申請図書等の副本を添えて行う。

3 建築センターは、適合判定（任意）通知書を交付した後に、建築主事等から判定の結
果等について照会があった場合は、当該建築主事等に対して、照会に係る事項の通知そ
の他必要な措置を講じるものとする。

(判定の申請の取り下げ)

第 16 条 建築主等は、第 15 条第 1 項の通知書の交付前に、申請を取り下げの場合には、
その旨を記載した「取り下げ届け（別記様式 SF-09 任）」を建築センターに提出する。

- 2 前項の場合においては、建築センターは、判定の業務を中止し、判定申請図書等を建築主等に返却するものとする。

第 17 条 建築主等の都合により当該判定を受けた建築物等の計画が変更され、建築センターに当該計画変更の判定の申請がなされた場合の判定の業務の実施方法は第 9 条から前条までの規程を準用する。申請にあたり建築主等は、「計画変更構造計算適合性判定（任意）申請書（別記様式 SF-11 任）」を建築センターに提出する。

（判定の記録）

第 18 条 判定員等は、判定業務の実施にあたり行った指示、指摘及びこれらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録する。

第 3 章 判定手数料等

（判定手数料の設定）

第 19 条 判定手数料は、一の建築物ごとに別に定めた「一般財団法人茨城県建築センター指定構造計算適合性判定機関業務規程」による額に消費税額を加えたものとする。ただし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している部分（地上部部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合も含む）は、それぞれ別の建築物とみなす。

（判定手数料の収納）

第 20 条 建築主等は、判定手数料を銀行振込み又は現金により納入するものとする。

- 2 前項の納入に要する費用は、建築主等の負担とする。
- 3 建築主等は、別途協議により、一括の納入等別の方法を取ることができるものとする。

（判定手数料の返還）

第 21 条 建築センターが収納した判定手数料は返還しない。ただし、建築センターの責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

第 4 章 判定の業務の実施体制

（判定の業務の実施体制）

第 22 条 判定の業務は、他の業務（建築物の確認検査等に関する業務を除く。）と独立した部署で行い、担当役員を配置する。

- 2 判定の業務の実施に係る最高責任者は代表者とし、担当役員が判定の業務に係る管理の責任と権限を持つ。
- 3 建築センターの役員及び判定の業務に従事する職員（判定員、専門家委員を含む。）は、その職務の執行に当たって厳正かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。

- 4 担当役員は、判定の業務に従事する職員が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための措置を講ずるものとする。

(判定員の選任)

第 23 条 建築センターは、判定の業務を実施させるため、法第 77 条の 35 の 9 第 2 項の規定により、法第 77 条の 66 第 1 項の登録を受けた者のうちから、判定の業務の適確な実施のために必要な人数として 2 人以上の判定員を選任するものとする。

- 2 判定員は、建築センターの職員から選任するほか、建築センターの職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

(判定員の解任)

第 24 条 建築センターは、判定員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その判定員を解任するものとする。

- (1) 法第 77 条の 35 の 9 第 4 項の規定による茨城県知事の解任命令があったとき。
- (2) 前号のほか、職務上の業務違反その他判定員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (4) その他解任の必要があると認められるとき。

(専門家委員の選任)

第 25 条 建築センターは、第 14 条第 1 項の規定により意見を聴くため、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、専門家委員を選任するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築物の構造に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者
 - (2) 建築物の構造に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、当該分野について高度の専門的知識を有する者
 - (3) 法第 77 条の 42 第 1 項の認定員若しくは法第 77 条の 56 第 2 項において準用する法第 77 条の 42 第 1 項の評価員であり、又はあった者
 - (4) 地方公共団体が設置する耐震診断等判定委員会その他これに類する委員会の委員であり、又はあった者など、建築センターの代表者が建築物の構造に関して特に優れた専門的知識及び技術を有する者として認める者
- 2 専門家委員は、建築センターの職員から選任するほか、建築センターの職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

(専門家委員の解任)

第 26 条 財団は、専門家委員が次のいずれかに該当する場合においては、その専門家委員を解任するものとする。

- (1) 職務上の業務違反その他専門家委員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(3) その他解任の必要があると認められるとき。

(秘密保持義務)

第 27 条 建築センターの役員及びその職員（判定員、専門家委員を含む。次条第 3 項において同じ。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密及び個人情報情報を漏らし、又は盗用してはならない。

(帳簿及び図書等の保存期間)

第 28 条 帳簿及び図書等の保存期間は、次の各号に掲げる帳簿及び図書等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 帳簿 業務を完了するまで

(2) 第 9 条第 1 項の判定申請図書等、同条第 5 項の引受書の写し（構造計算適合性判定（任意）申請書第一面に受付印を押印したものの写しをもってこれに代えた場合は除く。）、第 11 条第 6 項の適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の写し、同条第 7 項の建築主等から提出された補正後の判定申請図書等及び追加説明書、第 14 条第 4 項の記録、第 15 条第 1 項の適合判定（任意）通知書又は適合しない旨の通知書の写し 第 15 条第 1 項の構造計算適合性判定（任意）通知書又は適合しない旨の通知書の交付を行った日から 15 年間

(帳簿及び図書等の保存及び管理の方法)

第 29 条 前条各号に掲げる帳簿及び図書等の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、前条(1)に規定する帳簿への記載事項及び同条(2)に規定する図書が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体を保存する方法によってすることができる。

3 前項の規定に基づき帳簿、図書等を電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に保存した場合において、当該保存したデータを印刷した書類がある場合には、当該ファイル又は電磁的記録媒体のデータを原本として扱うものとする。

4 役員及び職員は、図書及び書類（複写したものを含む。）を執務室等の外に持ち出そうとする（郵送する場合を含む）ときは、これらの図書及び書類の管理者に、持ち出す目的及び持ち出す先を報告するとともに、持ち帰ったときはその旨を担当役員に報告するものとする。

第 5 章 電子申請等の実施に関し必要な事項

(電子申請)

第 30 条 判定の申請については、あらかじめ建築センターと協議した上で建築センターが指定する方法で、電子申請にて行うことができる。

2 前項の規定により行われた同項の電子申請に対して、第 9 条第 4 項の規定により引き

受けできない場合において、建築センターは、建築主等から提出された電磁的記録については、これを消去することにより返却に代えることができる。

- 3 第1項の規定により行われた同項の電子申請に対して、第16条第1項の取下げ届を提出する場合は、建築主等は、あらかじめ建築センターと協議した上で建築センターの指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。この場合において、建築センターは、建築主等から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、第16条第2項に規定する返却に代えることができる。
- 4 法令等の規定により署名等を行うことが規定されているものを第1項及び前項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、次に掲げる措置により変えることができる。
 - (1) 電子データに電子署名（当該電子署名を行った日に有効であることが検証できるものに限る。以下同じ。）を行い、そのデータを当該電子署名に係る電子証明書とともに送信する措置。
 - (2) 識別番号及び暗証番号を入力する措置
 - (3) 申請データに申請者の氏名又は名称を記録する措置
- 5 電子情報処理組織による申請があった場合、申請に係る電磁的記録が建築センターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録がされた時に建築センターに到達したものとみなす。
- 6 申請に係る電磁的記録が建築センターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録ができる時間は、24時間365日とする。ただし、建築センターの使用に係る電子計算機が保守的により記録できない時間を除く。
- 7 電子情報処理組織により申請が行われた場合においては、当該電磁的記録の提出をもって、書面で申請する場合に必要とする部数の提出があったものとみなす。
- 8 電子申請を実施する場合には、第10条の業務約款に少なくとも次の事項を記載する。
 - (1) 電子申請に係る電磁的記録が到達した時間に応じた判定の業務の開始に関する規定
 - (2) 電子申請に係る業務を行う事務所に関する規定

（電子交付等）

- 第31条 建築センターは、次の各号に掲げるいずれかの方式により建築主が電子交付を受ける旨の表示をする場合に、法令の規定に基づき交付する処分通知等について、あらかじめ建築主と協議した上で建築センターが指定する方法で、電子交付を行うことができる。
- (1) 処分通知等を受けるための識別番号及び暗証番号の入力等による電子情報処理組織への接続
 - (2) 建築主が建築センターに対して、電子交付を受けることを希望する旨を、電子情報処理組織を使用する方法又は書面により通知すること。
- 2 法令の規定により署名等を行うことが規定されているものについて電子交付を行う場合には、当該署名等については、次の各号に掲げるいずれかの措置により代えることができる。
- (1) 処分通知等のデータに電子署名を行い、そのデータを建築センターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置

- (2) 処分通知等のデータに処分番号、処分日、申請者の氏名又は名称等を記録する措置
- 3 建築センターは、法令の規定によらない書面等の交付について、あらかじめ建築主と協議した上で建築センターが指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。
- 4 電子情報処理組織を使用して行う第1項又は前項の交付（以下「電子交付等」という。）において電子署名を行う場合には、第10条の業務約款に少なくとも当該電子署名の有効性が確認できる期間及びその期間の延長についての必要事項に関する規定を記載する。

（電子申請に係る電磁的記録の保存）

第32条 建築センターは、第30条第1項により申請された電磁的記録を第28条第1項に基づき保存する場合においては、当該電磁的記録が第15条第1項に基づく適合判定通知書を交付した日と同じ状態であることを第28条第1項に定める保存期間内を通じて確認することができる状態で保存するものとし、滅失を防止する対策を講じなければならない。

（電子情報処理組織による業務の実施）

第33条 建築センターは、電子情報処理組織による業務を行う場合は、実施方法等に係る措置について別に定めるものとする。

（電子署名及び電子証明書）

第34条 第30条第4項(1)に規定する電子証明書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書。
 - (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書。
 - (3) 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示（平成15年国土交通省告示第240号。以下「告示」という。）第3条第一号に規定する電子証明書。
 - (4) 告示第3条第二号の規定に基づき建築センターが指定する電子証明書。
- 2 建築センターは、電子情報処理組織にて業務を行う場合、前項に定める電子証明書の仕様、取得方法及び使用方法を別に定めるものとし、これをあらかじめ建築主等に周知するものとする。

（構造計算適合性判定の業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め）

第35条 建築センターは、第30条第1項による電子申請を行わせる場合、判定の業務に関する電磁的記録の管理について別に定めるものとする。

（電子情報管理者の設置）

第36条 建築センターは、電子情報処理組織にて業務を行う場合、電子情報の保護管理の責任者として、電子情報管理者を判定の業務を行う事務所にそれぞれ1名を置く。

(情報セキュリティ責任者の設置)

第 37 条 建築センターは、電子情報処理組織にて業務を行う場合、情報セキュリティ対策の責任者として、情報セキュリティ責任者 1 名を置く。

第 6 章 雑 則

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 38 条 建築センターは、電子申請の受付、電子交付等、電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講じ、その措置について別に定める。

(別途の定め)

第 39 条 申請者が特定行政庁又は建築主事若しくは建築副主事である判定の業務の実施方法等については、第 1 章及び第 2 章の規定にかかわらず、建築センターが特定行政庁等と協議のうえ定めた実施方法等によることができる。

2 特定行政庁又は建築主事等から判定の業務の実施方法等について指示等があった場合は、第 1 章及び第 2 章の規定にかかわらず、その方法等によることができる。

附則 この規定は令和 7 年 6 月 1 日から施行する

別表 1 業務区域、判定の求めを受け付ける事務所及び判定の業務を行う場所
(第 5 条関係)

(一)	(二)	(三)
業務区域	判定の求めを受け付ける事務所	判定の業務を行う場所
茨城県の全域	本部事務所 水戸市笠原町 978-30	本部事務所 水戸市笠原町 978-30 県南事務所 つくば市島名 2920 番地 (万博公園西 F28 街区 6)